

「平成23年度仁淀川流域交流会議流域活性化補助金」のお知らせ

仁淀川流域の保全と流域圏の活性化を図ることを目的としている仁淀川流域交流会議では、仁淀川流域の地場産業育成・観光振興・清流保全を推進し、個性的で魅力あふれる仁淀川の地域づくりを推進するための事業を実施する団体等に補助金を交付します。

補助対象事業

- ①仁淀川流域の観光振興を図るためのイベント、アピール活動
- ②仁淀川流域の伝統文化を守り、さらに発展させるための取り組み
- ③仁淀川の清流保全を推進するための美化・啓発活動

次のいずれかに該当するものは、対象事業となりません

- ①団体の経常的な運営に属すると認められる事業
- ②その内容が、主として視察または研修を目的としている事業
- ③その効果が専ら個人または当該団体に帰属し、公益性を欠くと判断される事業
- ④その要する経費が主として人件費、食糧費、旅費または備品購入費であるもの
- ⑤ほかの団体への財政支援を目的とした事業

補助対象団体

国、県または政治活動、宗教活動もしくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体とし、法人格を有しない団体にあつては、次に掲げる要件を具備する団体とする。

- ①定款または寄附行為に相当する規約等があること
- ②団体の年間事業計画および収支予算が定められていること
- ③団体として事業の実施についての決定手続きが明確になっていること

補助率等 補助対象経費の2分の1以内とし50万円を限度とする。

受付期限 6月30日（木）

補助金の申請および提出先 仁淀川流域交流会議事務局などに備え付けてある所定の様式に係る書類を添えて仁淀川流域交流会議まで申請してください。

問い合わせ 〒781-1592 仁淀川町大崎124番地

仁淀川町役場企画課内 仁淀川流域交流会議担当 ☎35-1082 📠35-0571

六月は「男女共同参画推進月間」

高知県では「男女共同参画社会づくり条例」で、六月を「男女共同参画推進月間」と定めています。

男女共同参画というと、なんだかとても難しいことのように思っていますか。男女共同参画とは「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれないで、男女が互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持ち、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる社会を目指すことです。

例えば、こんなことが男女共同参画を進めることになります。

「家庭」では

・最近、結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。でも、いまだに家事、育児、介護など家庭のことは女性の仕事と考えている人はいませんか。家庭の仕事を家族みんなで協力して支え合っていきましょう。

・家や車の購入、子育てのことなど、重要なことを決めるときは、パートナーと話し合ってお互いの意見を聞きましょう。

「職場」では

・企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしましょう。

・最近「子育てを楽しみたい」と願う男性も増えています。男性も女性も、仕事と子育てがバランスよく行える職場環境を整えましょう。

「地域」では

・町内会など地域で重要なことを決める場に、男女が共に参画し、地域活動に多様な意見を反映させましょう。

問い合わせ

高知県県民生活・男女共同参画課

☎088-823-9651

こうち男女共同参画センター・ソレ
☎088-873-9100

大雨時の通行止めにご理解・ご協力を

次の区間は、落石や土砂崩れの恐れにより、大雨の場合通行止めとなります。通行止め時にはこの区間内への進入ができません。

通行止めの解除は、雨がやんでから2時間以上経過し、パトロールで安全を確認した後になります。ただし、夜間は十分な安全確認ができませんので、翌朝にパトロールを行い安全を確認した後で解除します。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇全面通行止めとなる区間と条件

通行止め区間

- ①越知町横倉～仁淀川町森山（20.3km）
- ②仁淀川町森山～久万高原町中津（6.7km）
- ③久万高原町中津～久万高原町柳井川（6.1km）

通行止め条件

- ①～③の区間とも連続雨量が250mmに達した時
- ※パトロールにより危険と思われる時

◇迂回路について

国土交通省が指定する迂回路はありません。なお、ほかの道路も大雨による落石や土砂崩れの危険性もありますので、道路情報を十分に確認してください。

◇道路情報の問い合わせ先

- ・国道33号（高知県側）
佐川国道維持出張所 ☎ 22-1022
- ・国道32・33・55・56号
土佐国道事務所 ☎ 088-884-0359

- ・それ以外の国道、県道
高知県土木部道路課
☎ 088-823-1111

- ・高速道路
西日本高速道路㈱
☎ 0120-924-863



◇携帯電話での道路情報提供

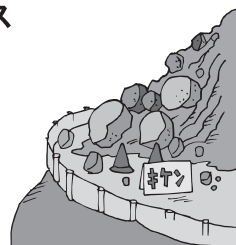
※降雨状況も確認できます

〈i-mode〉 iメニュー⇒メニューリスト⇒地域別メニュー⇒四国⇒乗換／地図／交通⇒四国の道路情報

〈EZweb〉 トップメニュー⇒メニューリスト⇒地域別情報⇒四国⇒交通・旅行⇒四国地区道路情報

〈Yahoo!ケータイ〉 Yahoo!ケータイ⇒メニューリスト⇒地域メニュー⇒四国⇒交通・グルメ⇒道路情報⇒四国地区道路情報

2次元バーコードからアクセス



パソコンでの道路情報提供

<http://www.skr.mlit.go.jp/info/regulate/kyk/its/>

問い合わせ
☎ 26・1173
四国電力株式会社筏津ダム管理所

※四国電力筏津ダムは発電専用であり、ダムへ流れ込んできた水を発電に使用しますが、雨などで最大発電を超える水が流れ込んできた場合は、ダムから放流することとなります。

四国電力からのお願い

サイレンの鳴らし方

サイレン	サイレン
ウ～	ウ～
1分吹鳴	15秒 1分吹鳴

なお、加枝えん堤および土居川えん堤は無人のため、情報は筏津ダムで提供します。

今年も出水シーズンを迎え、えん堤から放流する機会が多くなります。えん堤から放流するときは、あらかじめサイレンを鳴らしてお知らせしますので、川を利用される方は、増水に十分ご注意ください。

加枝えん堤・土居川えん堤
の放流にご注意を

水の事故を防ぐ（高吾北消防署）

毎年、夏になると水による事故で多くの尊い命が失われています。水の事故の多くは、ちょっとした不注意で起きているので未然に事故を防ぐことが大事になってきます。



水による事故を防ぐには

☆乳幼児は家庭用ビニールプールなどの浅い場所でも溺れることがあるので、水遊び中には大人が付き添う

☆危険な場所ですんでいる子どもを見かけたら注意する

☆子どもだけで川や池に遊びに行かない（行かせない）

☆川や海などで泳ぐときには、大人と一緒に行く

☆飲酒後や体調が良くないときには、海やプールなどでの遊泳は絶対しない

※子どもだけでなく大人の事故も多くなっていますので十分注意してください

AED講習を受講しましょう

高吾北消防署では、地域や職場などのグループを対象に、救命（AED）講習を開催しています。

ぜひ、いざというときのために受講してみませんか。受講を希望する団体は、高吾北消防署（☎26・2111）にお申し込みください。

救急（病院紹介）の問い合わせ

高吾北消防署

☎26・2111

仁淀川分署

☎35・0017

交通安全協会からお知らせ

佐川警察署・交通安全協会佐川支部
☎22-0110



※交通安全協会は、皆さまの会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。



ランドセルカバー贈呈式

今年も、交通安全協会佐川支部では佐川署管内の新1年生にランドセルカバーをプレゼントしました。

真新しいランドセルを背負った、可愛らしい子どもたちが、楽しく充実した学校生活を送るためにも、地域の皆さまが日ごろから交通ルールを守り、温かい目で見守ってあげましょう。



交通安全教室実施中

新年度になり、管内の保育園、幼稚園、小・中学校では交通安全教室が行われています。

教室で子どもたちは、交通安全啓発の映像を見たり、警察官の指導を受けながら、自転車を使って正しい交通ルールを真剣に学習していました。

教室で学んだことを忘れず、事故に遭わないよう、これからも気を付けましょう。

子どもの安全を守りましょう！

学校生活にも慣れてくるこの時期、日も長くなりつついつい遅い時間まで外で遊ぶことも多くなります。

交通事故や犯罪被害に遭わないように、地域の皆さんで子どもの安全を見守りましょう。

命を守るための約束

- ・知らない人について行かない。
- ・外で一人で遊ばない。
- ・暗くなる前に家に帰る。
- ・知らない人に連れて行かれそうになったり、怖い目に遭ったら、助けを呼ぶ・すぐに逃げる。
- ・大人に知らせる。
- ・出かける前には、誰とどこで遊ぶのかを家の人に言う。

保護者の皆さんは、お子さんが遊びに行く時には、必ず「どこで誰と遊ぶのか」「帰りの時間」を確認し、危険な場所はないかななどのチェックをしておくようにしてください。

高吾北地区地域安全協会事務局（佐川警察署 刑事生活安全課内）☎22-0560